

面会制限開始・解除基準 (COVID-19)

レベル	COVID-19発生状況	県定点報告数	山鹿定点報告	面会制限	一般病棟(2階～5階)における面会者の範囲	緩和ケア病棟における面会者の範囲	面会の条件
I	国内COVID-19発生報告なし	0	0	制限なし	・制限なし ※平時より小学生までは面会不可	・制限なし	①面会者表に記名すること ②発熱、咳、咽頭痛などの症状がないこと ③COVID-19などの感染症に罹患している方との接触がないこと ④COVID-19罹患歴がある場合は、発症後1週間以上経過していること ⑤病院出入り口と病室出入り口で手指消毒を行うこと
II	国内COVID-19発生報告あり しかし、 県内COVID-19発生報告なし	0	0				
III	県内COVID-19発生報告あり	1～9	1～9	制限あり	・同居者または親族であること (同居者または親族がいない場合は介助者) ・1回につき2名まで15分以内とし、1日につき最大4名まで可 ・中学生までは面会不可	・同居者または親族であること (同居者または親族がいない場合は介助者) 加えて患者本人とキーパーソンの許可がある方は面会可 ・1回につき2名まで30分以内とし、1日につき最大6名まで可 ・小学生までは面会不可 ただし主治医の許可がある場合に限り面会可 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">※付添いは主治医の許可がある患者の同居者、親族に限る ※付添い(病室滞在)は1回につき2名まで可</div>	上記①～⑤に追加して ⑥サージカルマスクを着用すること
IV		10～20	10～20				
V		20以上	20以上				
VI	院内アウトブレイク時 ※院内感染事例発生時	/	/	面会禁止	・接触者と曝露状況等の調査が完了するまで、発止した病棟の面会を禁止とする ・全病棟に拡大のリスクがあると判断した場合は、院内面会禁止とする。調査完了後に、感染拡大リスクが単一部署に限定的であると判断した場合は、該当する病棟のみを面会禁止とする。 ・全病棟に拡大のリスクがあると判断した場合は、院内面会禁止とする		
★	レベルIII-VIの状況下における 終末期患者や看取り、急変時の面会	制限あり ※主治医が許可した場合に限る			・同居者または親族(同居者または親族がいない場合は介助者)であること、 加えて患者本人とキーパーソンの許可がある方 ・1回につき2名まで30分以内とし、1日の人数と回数の制限は設けない ※易感染状態にある方と感染予防の協力が得られない方は面会不可		①面会者表に記名すること ②発熱、咳、咽頭痛などの症状がないこと ④COVID-19罹患歴がある場合は、発症後1週間以上経過していること ⑤病院出入り口と病室出入り口で手指消毒を行うこと ⑥サージカルマスクを着用すること
※	COVID-19患者への面会	制限あり ※急変、終末期、看取りの際に主治医が許可した場合に限る			・同居者または親族(同居者または親族がいない場合は介助者)であること ・1回につき2名まで15分以内とし、1日に最大2名まで可 ・小学生までは面会不可 ※免疫力が低下している方、感染予防の協力が得られない方は面会不可		上記①②④⑤⑥に追加して、病室入室時に ⑦職員の説明に従い、手指消毒を行い、病院からお渡しする手袋、エプロンを着用すること ⑧病室退室時に職員の説明に従い、上記⑦とマスクを外し、手指消毒を行うこと ⑨病院からお渡しする新しいマスクを着用し、再度手指消毒を行うこと

※容態急変時や終末期の患者さん、その他、看取りの際などについては、この限りではありません。